

70年代以降の豪州工業保護政策の回顧と展望

森 健

I はじめに

豪州における工業保護の問題は語り尽くされた感がある。豪州の学界自身、工業保護に関する諸問題の主導的な研究を行ってきたことは世界的に認められるところである⁽¹⁾。わが国においても相当数の研究があり、筆者自身も拙論をものした⁽²⁾。しかし、近年、低成長、高失業、国際収支赤字等に悩む豪州にとって、工業保護問題の処理を含む産業構造高度化の推進は、以前にもまして切実に求められている。このため、学界においても、特に競争力の弱い「問題産業 (troubled industries)」とされる、繊維、衣服、履物、自動車の各産業に対する保護政策のあり方について論議が盛んに行われている⁽³⁾。小稿は、これらの研究成果を参考にしながら、70年代以降の豪州の工業保護政策の流れを回顧し、今後の展望を行なうものである。

II ウィットラム政権時代の保護見直し政策

(1) ウィットラム労働党政権の政策

ウィットラム労働党政権期(1972年12月～1975年12月)に豪州の工業保護水準に大きな変化が生じ、更に、保護政策の内容も変わった。ウィットラム政権が73年7月に導入した「関税一律25%引き下げ」措置は、変化の一つの象徴とされる。ただし、ウィットラム政権がこの関税引下げ措置を導入した主要目的はインフレ対策にあり、保護水準の引下げにあつたのではない⁽⁴⁾。しかし、労働党政権は、選挙の公約に、「従来の無差別かつ寛容にすぎる保護のあり方を改め、産業を効率化する」ことを掲げており、いくつかの保護見直し政策を採用している。74年1月に関税委員会が産

(1) 特に、関税保護に関するオーストラリア国立大学のコーデン教授による研究は、標準的な教科書では必ず含まれる古典となっている。同教授の先駆的な業績を知るためには、次の著作が便利である。W. M. Corden, *The Theory of Protection* (Oxford: Clarendon Press, 1971)。

(2) わが国の研究としては、たとえば、池間誠「オーストラリアの関税政策」(琴野孝編『現代オーストラリア経済の研究』、アジア経済研究所、1974年)がある。小論としては次のものがある。「製造業」(小島清・日豪調査委員会編『豪州経済ハンドブック』日本経済新聞社、1981年)。

(3) 次を参照されたい。P. J. Forsyth, "Trade and Industry Policy", *The Australian Economic Review*, 3rd Quarter, 1985. pp. 70~81. なお、「問題産業」としては、上記の産業のほか、造船業があり、電気製品のホワイト・グッズ(冷蔵庫など)にも、個別的な政策措置がとられた。

(4) 次の拙稿参照。「経済政策にみる労働党政権の評価」『国際経済』1975年。

第1表 豪州経

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
A. GDP実質成長率 対前年比伸び率 (%)	5.4	2.4	8.0	6.4	6.7	5.9	5.7	3.7
B. 製造業実質成長率	—	—	6.5	8.4	6.2	1.8	2.2	4.5
C. 豪ドル為替レート (対米ドル) * は対前年切上げ年	1.1200	1.1200	1.1200	1.1200	1.1200	1.1200	1.1342*	1.1923*
D. 消費者物価指数 (1980=100) (対前年比変化率) (%)	31.9	32.8	33.9	34.8	35.8	37.2	39.4	41.7
E. 貿易収支 (100万米ドル)								
商品輸出 (FOB)	2,936	3,086	3,390	3,427	4,038	4,618	5,041	6,258
商品輸入 (FOB)	3,275	2,994	3,341	3,692	3,746	4,101	4,445	4,281
貿易収支	△ 339	92	49	△ 264	291	516	596	1,978
(貿易収支/商品輸出×100)	△ 11.5	3.0	1.4	△ 7.7	7.2	11.2	11.8	31.6

(出所) IMF, *International Financial Statistics Yearbook 1985*. 及び IMF, *IFS: Supplement*

業援助委員会 (Industry Assistance Commission) に改組され、産業構造高度化のための役割をになわすようにした。同じく、1974年には工業のあり方について諮問するべく、製造業助言委員会 (ジャクソン委員会) を発足させた。

工業保護政策を見直すべきであるという提言は、1965年に公表された「ヴァーノン報告」にも見出されるが、ウィットラム政権時代になってこの動きがより具体的になった背景には、豪州の経済構造の変化がある。第一に、60年代末から70年代初めにかけて豪州の経済成長率が非常に高かったことが指摘できる。1967年から1973年までの間、豪州経済は平均約6%の高い成長率を維持した(第1表参照)。貿易収支は69年以降、1980年に至るまで黒字を維持したが、特に72年、73年の黒字は大きく、輸出額の30%を超えた。失業率は徐々に高まりつつあったが、73年頃はさほど高くなく、むしろ労働市場はタイトであった。

豪州の工業保護政策から見ると、上記に示した豪州経済の状況のうち、国際収支問題が完全に解消していることが重要である。歴史的に見れば、豪州において工業保護を正当化する理由として、(1)大恐慌期等に認識された一次産品依存経済の不安定性からの脱却、(2)軍需品補給の確保など安全保障上の理由、(3)移(入)民への雇用機会の確保、などと共に、(4)ドル不足期の経験を基にした国際収支赤字下における外国品調達の困難性の克服、などが挙げられていたが⁽⁵⁾、70年代初期の豪州経済は、特に鉱産品輸出が急増したことによって、このうちの国際収支要因を消滅させたのである。

(5) 工業保護の歴史的背景については、琴野孝「経済発展」(小島清・日豪調査委員会編, *op. cit.*)

済 の 軌 跡

1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
5.5	1.8	2.4	3.2	1.0	2.8	4.6	1.7	4.4	△ 0.3	1.6	
6.7	△ 4.1	△ 0.6	2.9	△ 0.3	4.1	4.1	2.1	3.1	—	—	—
1.4227*	1.4394*	1.3102	1.2252	1.1090	1.1447*	1.1179	1.1395*	1.1493*	1.0174	0.9025	0.8796
45.7	52.6	60.5	68.7	77.1	83.3	90.8	100.0	109.7	121.9	134.2	139.6
9,251	10,747	11,675	12,975	13,197	14,116	18,577	21,559	21,216	20,795	19,492	22,604
6,443	10,612	9,461	10,943	12,172	14,023	16,066	20,181	23,545	23,407	19,474	23,644
2,809	135	2,214	2,031	1,025	92	2,511	1,378	△2,329	△2,612	18	△1,039
30.4	1.3	19.0	15.7	7.8	0.1	13.5	6.4	△ 11.0	△ 12.6	0.0	△ 4.6

on Output Statistics, 1984.

第2表 豪州の工業保護率の推移

	名目保護率 (%)				有効保護率 (%)			
	1969/70	73/74	77/78	81/82	69/70	73/74	77/78	81/82
食料・飲料・タバコ	13	8	6	6	17	18	8	8
繊維製品	24	19	22	25	42	35	48	54
衣服・はき物	51	36	65	81	94	64	140	204
木材・木製品・家具	22	14	13	10	27	16	18	13
紙・紙製品・印刷	28	21	15	16	50	38	25	30
化学・石油・石炭製品	21	16	11	8	13	25	19	13
非金属鉱物製品	12	8	5	4	15	11	6	5
基礎金属製品	14	10	6	6	30	22	11	14
加工金属製品	38	27	20	20	60	44	31	34
輸送機械	34	26	34	45	50	39	71	79
その他機械*・設備	34	23	15	17	43	29	16	22
雑製品	30	21	20	21	35	24	24	27
全工業品平均	23	17	15	15	36	27	23	26

注) 1. 有効保護率とは、保護関税や助成金の結果生じた付加価値と、これらの保護がなかった場合の付加価値との差を、後者で除した率。

2. * 印を付した「その他機械」とは、輸送機械以外の全ての機械、電気製品を含む。

出所) P.J. Forsyth, *Ibid.* p. 71.

このような状況を背景に、労働党政権は、既述のように「25%関税一括引下げ（71年7月19日）政策を含む低関税保護政策を採用した。この結果、工業の名目保護率は、23%（69年度）から17%（73年度）まで低下し、有効保護率も36%から27%に低下した（第2表）。

また、長期間にわたって一定していた豪ドルの対米ドル為替レートは、貿易収支の黒字定着を背景に71年から74年まで切上げを続け、70年に1.12であったレートは、74年には1.4394まで、約27%の上昇となった（第1表）。

豪州の1974年の輸入額は106億1,200万米ドルと、1973年の輸入額（64億4,300万米ドル）の65%増に達した。豪州の輸入額が1974年に急増した背景には、(1)一般的な好況、(2)1973年の OPEC による原油価格の引上げ、(3)関税保護の低下による影響、(4)豪ドル切上げによる影響等が考えられる。このうち、原油急騰は、原油価格の変動が輸入支払増大をもたらした面と、原油価格増が他の商品の生産費を高めたことによる影響、さらには、「モノ不足」心理が招いた物価高騰等がある。世界の輸入物価は、71年から75年の間に、対前年比で、5.8%（71）、9.1%（72）、23.1%（73）、37.9%（74）、8.9%（75）と推移してきている⁽⁶⁾。したがって、豪州が74年に記録した前年比65%にのぼる輸入増の要因として、輸入価格の一般的高騰が存在したことは間違いないであろう。なお、豪州は当時、原油消費の約60%を国内供給で賅っていたため、他の非産油国より

第3表 豪州の鉱物性燃料輸入

年	鉱物性燃料 輸入額	総輸入に占める シェア
1970	245 (百万米ドル)	5.5%
1971	221 (")	4.8%
1971	214 (")	4.7%
1973	279 (")	4.1%
1974	933 (")	8.4%
1975	960 (")	9.8%
1976	1,065 (")	9.6%
1977	1,226 (")	10.1%

出所) UN, *Yearbook of International Trade Statistics*, 1974. より算出。

は原油代金支払額は小さくて済んでいた。第3表によれば、1974年における豪州の鉱物性燃料輸入額は、名目的には1973年の約3倍に達したが、総輸入に占める比重は、4.1%から8.4%に約2倍に増えたにすぎず、また、輸入額に占める比重も1977年に至るまで10%に達していない。

(2) 政策の影響

関税一律25%引き下げ措置と豪ドルの切上げ等は、輸入と競合する豪州工業の競争

力を弱め、国内市場における相対的地位を低下させた。第4表によれば、72年度から73年度にかけて、全ての製造業において、国内生産に対する輸入の割合が増加している。輸入価格を低下させた要因のうち、関税25%引き下げ措置と為替レート切上げのいずれが重要であったかを検討した研究に、グレゴリーのものがある⁽⁷⁾。図1はグレゴリーの計測結果を示すものである。同図において、Aは、関税25%引下げと豪州内の物価変動を考慮に入れた輸入品の相対価格（豪ドル表示）の変化を示すものであり、いわば実際の動きである。Bは、関税25%引き下げがなかったと仮定した場合の輸入品価格の変化である。更にCは、25%関税引下げも為替

(6) IMF, *IFS: Supplement on Trade Statistics*, 1982. p. 3. より算出。

(7) R.G. Gregory, "Industry Protection and Adjustment: The Australian Experience", *Prometheus*. Vol. 3. No. 1, June, 1985. pp. 25-50.

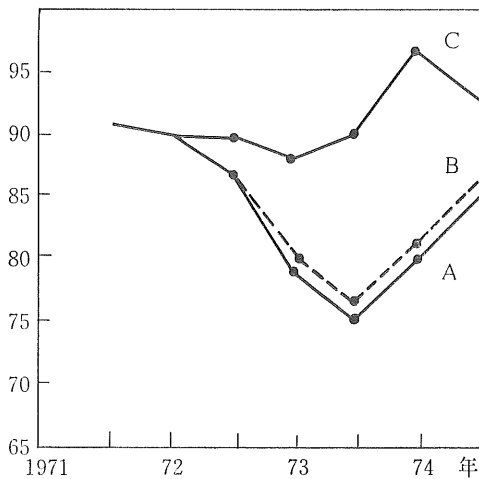
第4表 製造業の国内生産に対する輸入の比率

(%)

	72/73	73/74	74/75	75/76	76/79	77/78
食料・飲料・タバコ	3.3	3.2	3.7	3.0	3.9	4.1
繊維	36.0	59.5	41.0	42.3	45.3	46.5
衣料・履物	8.6	13.0	17.9	16.2	18.7	19.2
木・木製品・家具	7.1	9.6	8.3	8.5	10.4	9.7
紙・紙製品・印刷・出版	13.3	14.3	17.2	13.0	15.8	14.8
化学・石油・石炭製品	23.8	29.9	39.5	34.7	36.9	36.2
非金属鉱物製品	7.9	8.7	9.1	8.4	9.9	9.9
基礎金属製品	4.6	6.8	6.7	4.0	4.9	5.1
加工金属製品	6.1	6.6	8.6	7.7	9.2	9.5
輸送機械	18.2	26.3	27.4	24.1	28.6	27.0
その他機械・設備	35.1	39.6	51.5	51.2	58.2	59.0
その他製造品	18.9	22.7	27.4	26.4	30.2	28.1
製造業計	13.4	16.9	19.6	18.1	20.4	20.2

出所) 池田正人「オーストラリアの製造業：価格競争力の検討を中心として」(日本輸出入銀行『海外投資研究所』, 1983年9月号, p. 8), 原資料は IAC, Approaches to General Reduction in Protection, May 1980.

図1 為替レート変化及び関税変更を考慮した輸入価格の変化, 全輸入品, 66/67年度=100



(出所) R.G. Gregory, *Ibid.* p. 31.

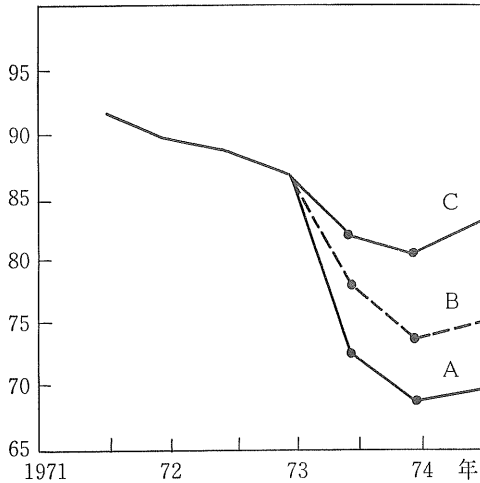
レートの変更も無かったものと仮定した仮設例である⁽⁸⁾。

図1のAの動きを見ると、豪州に輸入された財の豪ドルで表示した価格は、71年央から73年央にかけて大きく低下し、その後は、石油価格の高騰と豪州側の保護措置(後述する)等の結果、上昇に転じている。次にBの動きを見ると、Aよりは低下幅がやや小さいとはいえ、Aとほとんど同じ動きを示している。即ち、25%関税引下げが無かった場合でも、輸入品の相対価格は大きく低下したであろうことを示している。換言すれば、輸入品価格の低下には関税引下げはほとんど影響を与えていなかった

ということである。他方、Cの動きを見ると、輸入価格は73年央までほとんど変化しない。即ち、為替レートの切上げがなかったならば輸入品価格は低下しなかったであろうことを示唆す

(8) B, Cについては、関税効果は便宜上、短期的、部分均衡的な計測となっている。詳しくは、R.G. Gregory, *Ibid.*, p. 30。

図2 名目関税35—45%クラスの財の輸入価格の変化



(出所) 図1と同じ。

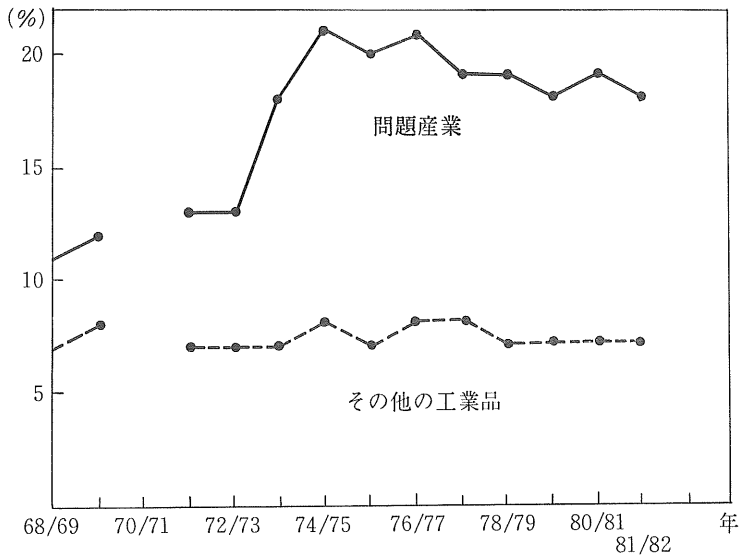
高い関税が課せられている財は、関税引き下げがないのみならず、為替レートの切上げが実施されなかった場合でも、輸入品価格の低下が74年まで見られたであろうと推測されるのである。このことは、豪州国内での生産コスト増もさることながら、外国での価格低下がこのカテゴリーの商品で大きかったことを示唆する。

以上の検討から、豪州が高い関税を設けて保護していた財は、71年以來の豪ドル切上げを主要

る。

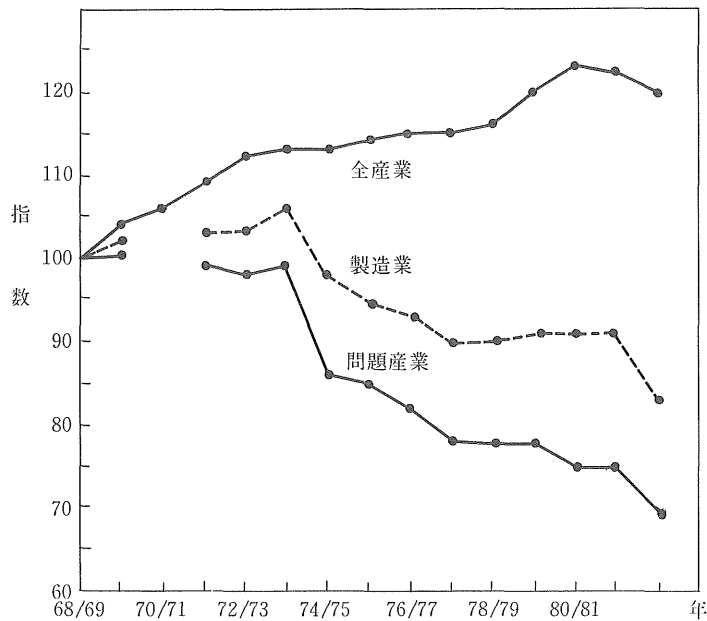
上に記したように、71年央から73年央までの豪州において、輸入品価格低下の主要な短期的要因は為替レートの切下げであった。しかし、輸入品の中でも製造業、特に豪州が高い関税（35%以上）を課している財に限ってみると、輸入品価格の低下はより大きく、また、関税25%引き下げ措置が輸入価格の相対的低下に及ぼした影響は大きくなっている。図2のAとBはこの関係を示す。同図で更に注目されるのは、図1ではさほど低下しなかったC線が、かなり大きく低下していることである。即ち、高

図3 国内需要に占める課税対象輸入品の量



(出所) 図1と同じ。

図4 雇用量の変化 (1958/59=100)



(出所) 図1に同じ。p. 32.

因に、25%一括関税切下げと外国での生産性向上によって、71年から74年にかけて、対外競争力を大きく低下させた、ということが示唆される。

豪州の製造業、就中「問題産業(troubled industries)」とされる繊維、衣服・履物、および、輸送機械は、この期間に、対外競争力を大きく低下させ、国内市場占有率と雇用量を低下させた。図3は「問題産業」製品の国内市場供給に占める輸入品の割合が72/73年度から74/75年度にかけて、急増していることを示す。(輸入品の占拠率は68/69年度は12パーセントであったが、74/75年度には20パーセントに達した。) また、図4は、73/74年度から、製造業の雇用量が低下し、特に「問題産業」についてはその落ち方が急であることを示す。

Ⅲ 74年から80年代初めまでの保護政策

国内製造業、特に「問題産業」の不振に対して1974年以降に豪州政府が採用した政策は、それまでにとられていた政策と比べて、いくつかの点において異なる。第1は、保護手段が関税中心から輸入クォータ制が中心となったことであり、第2は、第1点とも関連して、保護が工業一般から個別産業を対象とする度合いが強くなったこと、第3に、新しい雇用機会の創出のためではなく、既存の産業の雇用機会を確保することに保護供与の根拠が移ったことである。

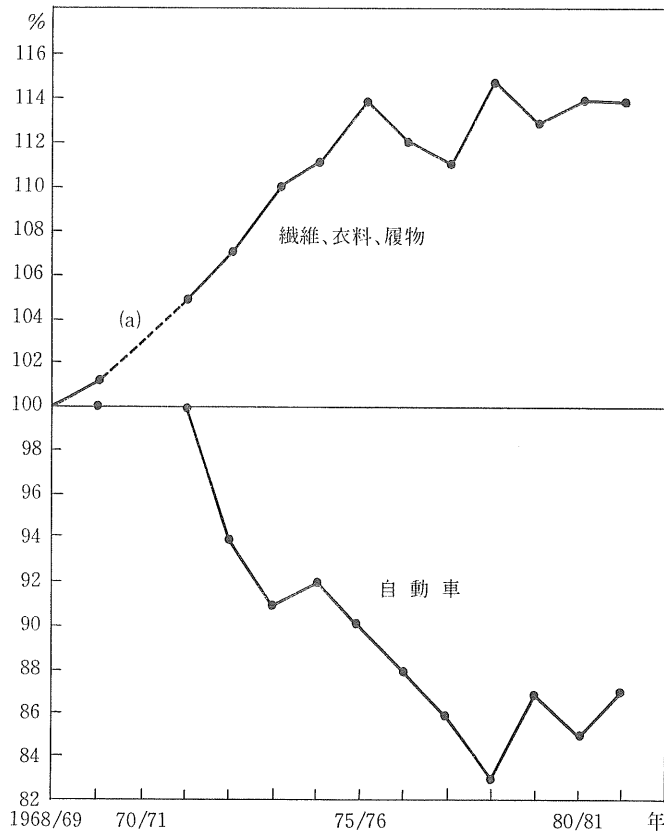
輸入品の参入によって国内市場占拠率を大幅に低下した産業に対し、豪州政府は、関税障壁を

高めることではなく、市場の一定割合を国内生産に確保することによって、国内企業を当分の間保護する方針を採用した。ここでの認識は、「長期的には保護政策を廃止し、比較優位に見合った産業構造に再編していくが、当分は、失業率を悪化させないため、市場の一定割合を国内産業のために確保する」というものである。既存産業を71年の水準にまで戻すという考えがないことは、図3によっても明らかである。「問題産業」を例にとると、74/75年度以降、輸入品の国内市場に占める比率は20%を限度として規制され、その後、17~18%内外に落ち着いているが、72/73年度以前の12~13%程度にまで戻しているわけではない。

しかし、輸入クォータ制によって国内市場に占める「問題産業」の内外企業の市場占拠率を固定化する保護政策は、短期的なものとなれながらも、失業率の高さを主たる理由として撤廃はされず、有効保護率をますます高める結果になっている（第1表参照。但し、繊維産業のみ低下。）

輸入クォータ制が導入され、国内市場の一定分が確保されたのに拘わらず、図4で示されてい

図5 労働生産性の変化、製造業平均に対する比率（68/69=100）



注) (a)はデータ利用不能
出所) 図1に同じ。p. 34.

るように、「問題産業」の雇用量が低下したのは何故であろうか。第一に、「問題産業」の製品に対する需要が伸びなかったことがある。需要の伸び悩んだ原因としては、保護がもたらした価格上昇と、提供される品種の乏しさが指摘できよう。第二に、繊維と衣料履物に関しては、労働者の生産性向上がもたらした労働節約効果がある。図5は、68/69年度から81/82年度にかけての「問題産業」における労働生産性（製造業平均に対する相対的変化）の推移を示している。繊維と衣料・履物については、71/72年度から75/76年度までの期間は生産性が製造業平均を大きく上回った増加をしており、売上げの伸びない不況にあって労働者削減が可能であったことを示す。なお、75/76年度以降は生産性の伸び率は横這いになっている。この面から見た産業のパフォーマンスがあまり改善されていないことを示す。

71/72年度から78/79年度にかけて、自動車産業の方は労働生産性が製造業伸び率を下回り、79/80年度からは低位横這い、となっている。

Ⅳ 70年代末以降の対「問題産業」保護政策

70年代後半は、工業保護の見直しを中心とする様々な報告書が次々と発表された時期である。75年には労働党政権下に発足した「ジャクソン報告」の総括部分が発表され、76年には各論部分が提出された。77年にはジャクソン報告を更に詰めたものとして「製造業白書」が公刊され、79年には、「製造業白書」を更に詳細に詰めたものとして「クロフォード報告」が発表された。こういった諮問委員会による報告書のほかにも、産業援助委員会、産業経済研究局（Bureau of Industry Economics）、さらに、大学研究者の分析も加わって、産業構造調整に絡む報告書のラッシュとなった。これらの報告書の基本的なトーンは一致しており、従来のような総花的、防衛的保護措置を続けることは得策でなく、比較優位を持った業種を育成し、輸出能力を高めるべきである、というものである。

しかし、こういった勧告に対する豪州政府の対応は鈍いものであった。次々と諮問委員会を設置したが、その何よりの証拠である。ただし、現在から振り返ると、この期間に徐々に保護政策に対する一般的認識が変化し、また、保護政策の手段や制度の変更が認められる。以下において、この点を、産業別に検討することとしたい。

(1) 繊維、衣料、履物産業

70年代末以降、歴代政府は、輸入割当制による国内市場の国内企業への確保（この業種の場合は90%）等は、暫定的なものとしてよりも事実上、固定的なものとして扱ってきている。1980年に発表された「繊維、衣料・履物に対する7カ年援助政策」（実施開始は82年1月）は、関税割当制を中心に、助成金を加味したものである。ただし、市場拡大分は輸入によってこれを賄うこととしており、徐々に国内産業側の相対的比重を減らすことを考えたものである。市場拡大要因

による輸入枠の増大幅は、諮問委員会（Clothing and Footwear Advisory Committee）が勧告する。

クォータの枠内で輸入される繊維、衣料、履物に課せられる関税率は、82年には、基本税率が46%、入札による上乘せ分が28%で、合計74%であったが、84年には、合計83%に高まっている。即ち、保護度はこの2年間で更に上昇した。このように保護水準が高まった要因としては、諮問委員会が市場の拡大を低目に予測し、輸入枠の増大幅を小さくしがちであることが指摘されている⁽⁹⁾。

(2) 自動車産業

自動車産業の場合、1960年代半ばから、数多くの政策変更がなされてきた。最新のものは、1984年5月に発表された政策で、長期的な合理化を目標とし、(イ)輸入割当制を廃止し、関税割当制へ移行、(ロ)車種数の縮小、(ハ)自動車産業委員会（Automotive Industry Authority）を設置し、長期目標としての部品の標準化、設備の共有化等の合理化を監視させる、(ニ)研究開発のための補助金の交付、等の内容を持つものである。

現在の市場の割当では、国内企業（全て外資系）80%、輸入分20%であり、このクォータ枠の輸入分に対する関税率は57.5%である。クォータ枠外で輸入する場合は、1985年で100%であるが、この関税率は、1992年までに57.5%のレベルまで徐々に下げる方針である。

国内産業は、国産化率規制に縛られており、83年の実績では、国内企業5社は、日産系が83.01%であった以外は、全て85%規準を満たしている。即ち、他の4社の平均国産化率は、トヨタ系85.10%、フォード系85.00%、GM系89.75%、三菱系86.83%、である⁽¹⁰⁾。豪州の自動車国産化政策は、各社の平均国産化率が85%を達成すれば、残余の15%にあたる部分は外国製部品を関税ゼロで輸入し、これを使用することができること、さらに、1982年からは、特定限度（1987年には15%まで高められる）までは、輸出分を国産化として計上することが認められる、というものである。したがって、1987年には、会社平均で、国産化部分70%、輸出分15%、輸入部品15%という国内企業が存在することになろう。歴史的に見れば、国産化政策は様々な変遷をとげてきた⁽¹¹⁾。かつては、「各社平均」ではなく、車種別に国産化率を算出し、それぞれの国産化率に応じた特典を与えたこともあった。しかし、最も大きな変化は、国産化率の算定に輸出分を組み入れたことである。これによって、国内部品生産に係わる保護度が大幅に低下した。連邦政府の狙いは、輸出によって生産規模を拡大し、コストを引き下げ、競争力を回復させ、保護コ

(9) R.G. Gregory, *Ibid.* p. 44.

(10) 『通商公報』昭和59年6月15日, p. 6.

(11) 70年代半ばまでの国産化政策の推移とその経済的分析については、次の拙稿を参照されたい。森健「オーストラリアにおける自動車産業政策の歴史的展開」（追手門学院大学、『オーストラリア研究紀要』, 1977年, 10月）。

ストを小さくしたい、というところにあった。しかしながら、最終組立てを行っている企業は全てグローバルな販売活動をしている多国籍企業であり、豪州産の自動車を輸出することは、自社の他拠点での活動に影響を与えるため、限定的なものにならざるを得ない。

こういった状況から、豪州政府は、国内企業数と生産車種を減らすことによって、大量生産による利益をあげ、保護を低くする政策を実施している。そのために、国内生産を中止する企業には、当該企業の、輸入分を含めた販売量の半分を割り当てる、という政策を採用している。しかしながら、前記5社のうち、豪州での生産中止を決定したものはない。グローバルに寡占的競争を展開している5社としては、豪州拠点を失うことを恐れているためである。特に、過去の経験から見て、豪州政府の政策変更は頻繁であり、ライバルである残存企業に再び手厚い保護を加えることになる可能性もある、と考えるためである。事実、自動車産業政策がかくも度々変更されてきたのは、競争上苦境に立たされた大規模メーカーが、工場閉鎖と大量首切りを決定するたびに政府が政策の手直しをしてきたためである。「問題産業」の中で、繊維・衣料・履物については国内生産の維持を保護の主眼としているのに対し、自動車産業の場合は、効率生産を重視してきていることが異なる。

(3) 鉄鋼産業

輸入クォータ制導入以降、新たに保護を強化した例は鉄鋼産業のケースが唯一であろう。1982年8月に、前年度に鉄鋼製品輸入を規制する政策がとられ、83年3月に産業援助委員会は、国内市場に占める輸入鉄鋼のシェアを20%に規制するために、84年以降5年間にわたり関税割当制を継続するよう勧告した。これに対し政府は、83年8月に、(i)84年1月1日以降5年間にわたって、毎年7,160万豪ドルを上限とする助成金(bounty)を鉄鋼産業に供与する、(ii)国内メーカーの市場占拠率が80%以下、または90%以上になった場合、政府はこの政策を見直す、(iii)鉄鋼委員会(Steel Industry Authority)を新設し、今回の実施状況を監視させ、また、保護変更の必要が生じたときは政府に進言する、(iv)途上国からの特惠輸入については、天井を設ける、という趣旨の援助政策を発表した。この政策に対し、豪州の独占的な鉄鋼企業であるBHP社は、4年間にわたって8億豪ドルにのぼる投資を実施して生産性の向上に努めると共に、この期間中は人員解雇を行わないことを約束した。また、組合側もこれを受けて、賃上げ抑制、生産性向上への協力に合意した。この援助策の基本的な考え方は、繊維、衣料、履物産業の例と同じであるといえよう。

V おわりに

70年代以降の豪州工業保護政策を回顧して明らかになったことは、次の8点に要約できよう。

(i) ウィットラム労働党政権時代に、豪州工業の国際競争力は大きく低下したが、その要因は、

貿易収支の黒字を背景とする豪ドルの切上げにあり、関税一律25%引下げによる要因は、さほど重要ではない。

(ii) しかし、関税一律25%引下げは、豪州工業の名目保護率、有効保護率の引下げに効果があった。

(iii) 「問題産業」に関しては、74年度以降、有効保護率が上昇している。また、工業全体の有効保護率も80年代に入って高まっている。

(iv) 豪州が工業を保護する根拠として、歴史的には、供給確保、雇用機会の創出、外貨不足期への配慮等があったが、70年代後半からは、専ら既存雇用機会の確保に重点が置かれている。

(v) 保護手段としては関税の役割が低下し、国内市場の一定部分を国内企業に確保することを目的とした、関税割当制が中心となってきた。

(vi) 自動車産業は、国内産業での付加価値を高めることよりも、企業数、車種数を減らし、特化による競争力の回復に重点が置かれている。ただし、他の「問題産業」と異なり、自動車産業は全て多国籍企業の子会社で最終製品が生産されているため、国内経済環境の変更だけでは産業組織を変えることは難しい、という問題がある。さらに、過去においてあまりに政策変更が多く、政策の永続性に不信感が抱かれているのも問題である。

(vii) 保護政策の手段として、産業別の計画 (industry plan) を設定することと、監視助言機関を設置する例が増えている。この機関は、結局は、国内保護の維持の役割をはたすことになるものと考えられる。

(viii) 豪州社会全体としては、工業保護はこれ以上強めるべきでない、という認識が広まってきている。また、工業は産業の一つにすぎなく、豪州の将来は知識集約型のサービス産業にある、とする考え方が強まっている。しかし、これはあくまでも表面的な認識であり、現実的には既存産業の雇用機会を確保しようとする力学が強くなり、事実上、保護が強化される例が多いであろう。